

Title	領主制発展過程の一考察：備後国太田庄に於ける一例
Sub Title	A study of the development of "Ryoshu" system : at Ōta-no-shō in Bingo-no-kuhi
Author	服部, 謙太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.1 (1952. 1) ,p.1- 25
JaLC DOI	10.14991/001.19520101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520101-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520101-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

金原賢之助著	外國爲替の基礎及び問題	定價三八〇〇
山本 登著	改訂世界經濟論	定價四五〇〇
白石 孝著	國際貿易の基礎理論	定價三五〇〇
白石 孝著	貿易政策要論	定價三五〇〇
町田義一郎著	銀行	定價四五〇〇
小高泰雄著	增訂經營經濟學總論	定價四〇〇〇
國弘員人著	四訂企業形態論	定價三八〇〇
森 五郎著	經營勞務管理論	定價三五〇〇
小高泰雄共著	會社稅務會計論	定價四五〇〇
和田木松太郎著	會計學概論	定價三五〇〇
小高泰雄著	會計學概論	定價三五〇〇
國弘員人著	增訂經營分析論	定價三八〇〇
鈴木保良著	商業經營の基礎知識	定價三五〇〇
鈴木保良著	新訂企業經理入門	定價三五〇〇
鈴木保良著	三訂經濟統計論	定價三五〇〇
鈴木諒一著	國民所得の理論と實際	定價三五〇〇
高橋誠一郎著	正統學派經濟學說研究	定價三五〇〇
他 四氏共著	經濟學研究五講	定價三五〇〇
金原賢之助編	資本主義の歴史的問題	定價三五〇〇
高村象平著	近世日本の經世家	定價三五〇〇
野村兼太郎著	主權と民主政治	定價三五〇〇
潮田江次著	學講	定價三五〇〇
山本万二郎著	哲學	定價三五〇〇

東京 13804 番  
振替 電話 東神 田 (25) 4466 番

★ 金星堂の經濟書 ★

高木壽一著	現代財政學總論	A5・四〇〇頁・三八〇圓
千種義人著	經濟原論(總說)	A5・三五〇頁・二三〇圓
鈴木保良著	商業經濟論	A5・二五〇頁・二五〇圓
吉田啓一著	一般經濟學	A5・二五〇頁・二三〇圓
鈴木諒一著	近代經濟學	A5・二五〇頁・二三〇圓
鈴木諒一著	初學者の爲の新しい經濟學	B5・一五〇頁・一〇〇圓

株式會社 金星堂

振替(東京)2636 TEL(33)3068 東京・神田 東神保町3ノ21

刊) 近世經濟史概論 野村兼太郎著  
 (近) 現代日本財政論 高木壽一著  
 現代の日本經濟 山本 登著

## 領主制發展過程の一考察

— 備後國太田庄に於ける一例 —

服部 謙太郎

廣島縣世羅郡は縣下十六郡の一として縣の東部に位し、山陽本線尾道驛から北へ入ること數里、芦田川沿岸の盆地にある甲山町を最大の都邑として、全郡一町十二村に分れている。郡内は山岳多しこの地方の分水地に當り、芦田・沼田・江ノ川三川の水源をなし、平野はごくわづかである。この世羅郡の東半部、即ち甲山町・三川村・東村・大見村・東大田村・西大田村・廣定村・津久志村の一帶に、十二世紀末(鎌倉時代初期)から十五世紀末(室町時代中期)へかけて一つの寺領庄園が存在した。高野山領太田庄がそれである。庄の面積凡そ八百餘町歩、年貢總額千八百餘石に上るこの大きな庄園の歴史は、その殘存史料の豊富さの故に、明治以來多くの先學により詳細な研究が行われているので、こゝでは太田庄自體についての一切の説明を省略し、左の略年表を掲げるに止める。

- 立 庄 永万二年(一一六六) 平重衡自領を後白河法皇に寄進し、自らは領家職を留保す。  
 寄 進 文治二年(一一八六) 後白河法皇より高野山大塔へ。  
 領主制發展過程の一考察

地頭補任 建久七年(一一九六) 三善善信。  
 下地中分 正安三年(一一三〇) 領家進止と地頭進止に分る。  
 半濟停止 至徳二年(一一三五) 實效なしか。  
 守護 請 應永九年(一一四〇) 守護山名時淵寺納千石にて。  
 崩 壞 應仁文明(一一四六) 崩(一一四六七)。

本稿の目的は太田庄という庄園の歴史を研究することではなくて、この備後國世羅郡という一地方における鎌倉時代以降の領主制の發展過程を、たまたま殘された庄園文書を通じて跡づけることにあるのであつて、先學の諸勞作とはその點や、視角を異にする。

(註1) 太田庄關係の史料は大日本古文書家わけ第一「高野山文書」全八卷及高野山史編纂所編「高野山文書」七卷(全十二卷中)に收められているが、その概略の數量と時代別とを調査すれば次の如くである。

平安時代	一八通	六%
鎌倉時代	一一七通	五二%
南北朝時代	四〇通	一六%
室町時代	五九通	二七%
合計	二三四通	一〇〇%

- (註2) 太田庄に關する研究は今日までに左の五つを數える。
- (1) 重田定一氏「備後國太田庄」(明治四一年、「尙古」に發表。後同氏著「史說史話」—大正五年刊—に收む。)
  - (2) 魚澄惣五郎氏「中世における備後尾ノ道について」(大正五年「歴史地理」二七ノ五に發表。後同氏著「古社寺の研究」—昭和六年刊—に收む。)
  - (3) 相田二郎氏「高野山領備後國太田庄」(昭和二年、「歴史地理」五〇ノ四)
  - (4) 奥野高廣氏「莊園制度の崩壞經路の一例として見たる備後國太田庄に就いて」(昭和四年、「國史學」第一號)

(5) 江頭恒治氏「備後國太田莊の研究」(昭和八年「經濟史研究」に發表。後同氏著「高野山領莊園の研究」—昭和一三年刊—に收む。)

以上のうち(1)と(5)は太田庄の全時代を對象とし、(2)は特に尾ノ道港との關係を論じ、(3)は初期を、(4)は末期を中心として太田庄の歴史を描いている。なお(1)は編年體に全體を通觀したものであり、(5)は下地乃至得分關係を中心として經濟機構の變遷を検討したもので、共に正確緻密、信頼するに足る勞作である。

二

十二世紀末(鎌倉時代初期)のこの地方に蟠居して威勢を在地に振つていた實力者は、橋兼隆(世良莊司と稱す)同光家(太田太郎と稱す)の兩人であるが、いづれも鎌倉御家人であり、且つ一庄の下司として後々まで前地頭もしくは本地頭と呼ばれていたところから推して、恐らくはこの地方の開發領主であつたものと考えられる。在地領主としての彼等の支配が、どのような形をとつて行われていたかについては、明白になし得ないが、探究の手がよりとなるべき史料の一つとして建久九年(一一九八)九月「太田庄桑原方前地頭橋兼隆注進狀案」(註1)の全文を左にかゝげよう。

「桑原方本地頭申狀  
 注進 桑原方下司得分事

合

加徴米反別乃米伍升内 貳升御山方押召了、不依斗代甲乙  
 納所得分 斛別參升 參升取了、此次期內被召了  
 惣田所得分 反別五合  
 在昌加徴

領主制發展過程の一考察

下司本給田

上分米 隨名伍升參升貳升取

上分麥

在家亭 家別壹目

節料 隨人或六丈布壹反或四丈取

京上舩向 隨人如節料

百姓桑三分之一取 但桑代百姓弁

免桑五十餘本

堀内漆搗取

宇賀村赤野村公文地頭支配

宇賀村雖異處分惣名主本郷村

公文得分 人別給田貳町

御庄惣追捕使 下司沙汰

村々神主 下司沙汰

百姓菜料

荒野拾町下文賜 但未開

在雜免參拾町 又申給貳拾町

右、注進如件

建久九年九月 日

前地頭橋兼隆 在判

太田庄は古くから大田方と桑原方とに區分されていた。前者は庄の西半部即ち本郷・寺町・京丸・横坂・安田・斗張・吉田・溝熊(安田以下四郷を山中四郷と稱す)の八郷を、後者は庄の東半部即ち上原・宇賀・伊尾・青近・赤屋・小

世良の六郷を含む。この注進狀の筆者橋兼隆はそのうちの桑原方の下司であり、その本據は伊尾郷にあつたらしい。

この文書から読み取りうる限りでの彼の所領は、(一)堀ノ内若干(二)給田三町(三)雜免五〇町(四)荒野一〇町(五)免家若干から成り、その得分としては加徴米・上分米・上分麥・在家亭・節料・京上舩向・菜料・桑等があり、その他公文・納所・惣田所等の諸職を兼帯することによつてその得分をも併せ得た上に、公文・惣追捕使・神主等の諸職の進止權を有していたことが明白である。右の兼隆自身による報告が、どれほどまで眞實を傳えているかは疑問であるが、これらの事實を基礎とし、建久元年(一一九〇)十一月に提出された「金剛峰寺根本大塔供僧解狀案」によつて、高野山側の目に映じた根本領主の行動を併せ見ることによつて、彼の領主制の構造を考えてみたい。解狀は「大田御庄下司兼隆光家等私の武威を以て恣に田地を押領し、旁非法を張行して寺家の所堪に隨わざる條々」を左の如く列擧している。

- (1) 遠平知行の時給う所の門田門畠と號して百餘町の田畠を押領し、合夕の所當を辨濟せしめざること。
- (2) 加徴米と號して反別二升五合の公物を押領すること。
- (3) 雜免と號して數百餘町の田畠を押領し、寺家の所役等を勤仕せしめざること。
- (4) 數百宇の在家を押領し、寺家の所役等を勤仕せしめざること。
- (5) 調借祇候の所從の如く御庄内の百姓を驅仕すること。
- (6) 御庄内殺生禁斷の法令に背き猪鹿を狩し魚鳥を害すること。

(1)まづ門田門畠が先の兼隆注進狀に云う堀ノ内と同じものであるか否かは不明であるが、とも角彼は相應に廣い自營地をもつていたらしく、(5)の御庄内の百姓を驅仕するというのは恐らくこの門田門畠の耕作と關係あるものと思わ

る。(2)の加徴米については、元來高野山が下司得分として規定したのは一升であつたが、下司が勝手に二升を追加して計三升を徴していた。そこで建久元年(一一九〇)之を停止し、「古加徴」の一升のみとしたところ、下司に勸農の餘力なくならかえつて年貢未進が多くなつたため、更めて「三斗代二斗代の地に限り」反別二升を給することとし、結局都合三升を下司加徴米として定めたのであつた。<sup>(註3)</sup>ところが前掲の建久九年の兼隆注進狀によれば、「斗代の甲乙に依らず三升を取」つており、これは下司の恣意に出たもので明かに高野の規定に反したものと云わなくてはならぬ。次に(3)の雜免については、建久元年六月の饒阿置文によれば下司名各二〇町と規定されているに拘らず、兼隆注進狀には「雜免三十町、又申給二十町」として計五〇町を主張しており、この點に既に相違が見られるが、この寺僧の訴えの如く果して「數百餘町の田畠を押領」したか否かは別としても、光家兼隆等が雜免を足がかりとして次第に田畠を横領せんとしている氣配を感じるのである。(4)の在家押領の件については、この在家の意味が問題となるが、恐らくこの地方の在家なる語は必ずしも特殊の隸屬民の謂ではなく、一般農民の存在形態であつたと思われる。下司は在家等をこれに課していたのであるが、いわゆる免家としてどれほどの在家を持つていたかは不明である。供僧解狀案によれば、「五畿七道の習、庄官等の免家は或いは四五宇、或いは十字許り也」とあり、且や、時代が下るが嘉禎二年(一二三六)の山中四郷に於ける在家總數一二三のうち免家六六、その内譯が地頭二五、公文一五、專當三、田所・惣追捕使・定使各二となつてゐることなどと考へ併せて、<sup>(註5)</sup>下司としての兼隆光家兩人の免家も或いはこの程度(一〇—二〇宇)であつたのかもしれない。とすれば、「數百宇の在家を押領」したことが眞實に近いと見る限り、規定に反して甚だしく多數の免家を所有していたこととなる。この時代の在家がどのような形で存在したか、即ち名によつて編成されていたか、それとも單獨の形で直接所有されていたかの問題については、こゝでは何とも答へられない。たゞ鎌

倉初期のこの地方の下地が名によつて區劃されていたことは確かで、健保六年(一二二八)における寺町は二八名、宇賀村は二七名、上原村は五三名から成つてゐた。各名の規模は最大一三町餘から最小一反餘まで様々であるが、大體に於いて五町歩以上の大規模の名は各郷一、二にとゞまり、大部分は五反以上三町歩どまりのものが多し。<sup>(註7)</sup>更にこの個々の名の構成についてはこの場合史料がないが、遙か時代を下つて元徳二年(一一三〇)の「六波羅下知狀」に、大田方黒淵別作地頭上田次郎入道善綱代亮秀が雜掌良信に對して、和興の儀を以て「下黒淵内五名の下地等を領家方に避進せしむる所也。……彼の五名分の山野并屋敷等は同じく領家進止たる也。」としてゐるところから類推するならば、この時代の名が田畠の他に屋敷と山野とから成る一個の經營體であつたことは考へると思ふ。最後に(5)の所従の如く御庄内の百姓を驅仕するという點についてであるが、一體この庄園に關しては百姓は大別して平民百姓(「土名百姓」と雜免百姓(「免家下人」)の二種に分類しうる。この兩者が身分的に如何なる關係にあるか、即ち後者は前者に比して一段と下位に隸屬するものであるか、それともたまたま免家となつた百姓は雜免百姓と呼ばれて下司の驅仕に甘んじたものか、その邊は明らかでない。いづれにせよ下司が自己に給された免家の下人同様に平民百姓を使ひたてるといふのがこの訴えの趣意であり、下司が免家の下人に對して行ふ強制を平民の百姓にまで及ぼさんとしていたことは事實であらう。要するに以上の六箇條について寺家が屢々禁制を下したにも拘らず、「三ヶ年の下知、一度も猶寺家の所堪に隨わず、偏えに兼隆光家の私領の如く也」と供僧等をして歎かしむるまでに強力な反抗を、この二人の領主は續けていたのであつた。

ところが建久六・七年頃(一一九五—六)に至つて突如、兼隆光家兩人は「謀叛の咎」<sup>(註8)</sup>により鎌倉幕府の成敗を受け御家人の身分を剝奪されるに至つた。<sup>(註8)</sup>この直接の原因がどこにあつたかは不明であるが、幕府が「陰謀」ありと稱し

てこの二人を處分した眞の意圖は、平家時代以來在地に根を張るこの土豪に代えて、自己の復心の家來を地頭に任命することによつて、西國における幕府の支配を強固ならしむる點にあつたものと思われる。かくて建久七年十月二十三日、幕府の重臣にして文注所執事たる三善善信が太田庄における初代の地頭として任命された。開發領主としてあれほど強力な支配を在地に打ちたて、領家高野山に對して勇敢に自己の權利を主張して譲らなかつた兼隆光家兩人にとつても、恐らくこの處分は致命的なものであつたに相違ない。奇しくも三善善信に地頭職補任の下文が發せられたその同日日に、光家は高野山へ宛てて次の如き書狀を送つてゐる。<sup>(註9)</sup>

「參候てう、か様の事は申へく候へども、此程いたはる事候て、乍恐以狀令申候、可有御免候也、抑當庄知行之時者、上人御房の見參にも罷入て候しかは、か様に罷成て候とて、歎申候は、なとか不便の仰も、かふらす候へき、可然候者、名田ひとつ可蒙御恩候也、又大田桑原に別作も其數多候へは、一所名主職をも罷預候て、百姓にも時々木をもらせて、罷過はやと相存候、構く可有御恩下候也、此庄者何事も領家御進退に候を、ひとせ鎌倉殿へ公文所事下司支配と注入て候とて、御山にも御勘當候、尤御道理に候、但其子細加誓狀之詞、進狀候ぬる上者、毎事有御免、罷蒙不便之仰候者、眞實御功德にて候へく候、恐々謹言

十月廿二日

橘 光 家(花押)

謹上 大進法橋御房へ

要旨は別作の名主職を所望すると共に、高野からの勘當の赦免を願つたものであるが、恭順の意文面に満ちている。それにしても數百町の門田を有し、數百宇の在家を押領したと訴えられたほどのものが、一つの名主職の獲得に汲々たるこの有様は一體どうしたことであらうか。彼等の領家に對する威力は、彼等が在地における土民百姓の基礎の上

に築かれたものではなくして、鎌倉幕府の御家人として幕府權力を背景とすることによつて始めて與えられたものだったのであらうか。鎌倉御家人たる身分を剝奪されたその瞬間に、在地領主としての彼等の權威は消え失せ、領家高野山の溫情にすぎる一個從順の「橋光家」に化したのであらうか。いづれにせよ、彼等の領主制の構造が眞に在地の農民を把握してその上に打ち建てられたものでなく、それ故に外部からの支柱を失つた場合に、その外見上の強大さにもかゝらず、意外にもろく崩壊し去らねばならなかつたといふことは指摘しうらと思ふ。

(註1) 大日本古文書家わけ第一、高野山文書之八、又續寶簡集第一九四五號文書。(以下單に高野山文書之八、又一九四五として引用。寶簡集は寶、續寶簡集は續と略稱。)

(註2) 高野山文書之一、寶五二。

(註3) 高野山文書之一、寶一四一、建久三年正月十五日僧饒阿下文。

(註4) 高野山文書之一、寶一〇一、建久元年六月僧饒阿置文。

(註5) 高野山文書之五、又九五〇、及び高野山文書之四、又三七八、嘉禎二年太田庄山中四郷在家目錄。

(註6) 參考までに嘉禎二年太田庄山中郷在家目錄を整理して左に掲げておく。(次頁第1表)

(註7) 高野山文書之八、又一九四六―八、太田庄寺町字賀村上原村公文供米徵符。

右の三文書から寺町字賀上原三郷の名の規模別構成表を作製すれば左の如くである。(次頁第2表)

(註8) 兼隆光家兩人が鎌倉から如何なる處分を受けたかは明白には解らない。「謀叛の咎に依つて、關東に召し下し、其跡を以て、康信法師に仰付らる所也」とか、「本地頭陰謀の事に依つて、其跡を沒收し、康信法師を補せしめ候畢」とあるのみで、彼が太田庄の下司職を免ぜられたのか、或いは鎌倉御家人たる身分を剝奪されたのか不明であるが、ここでは江頭恒治氏の見解(同氏著「高野山領莊園の研究」二六四頁)に隨ひ、下司職の任命權は鎌倉になかつたことを理由に後説をとつた。

(註9) 高野山文書之一、寶一三七、太田光家書狀。

第 1 表

	在家總數	免 家	定 在 家	本 在 家	協 在 家
安 斗	24	12	12	7	5
田 張	34	20	14	7	7
吉 田	54	25	29	10	19
溝 熊	11	9	2	—	—
計	123	66	57	24	31

第 2 表

	寺 町	%	宇 賀	%	上 原	%
5 町 以 上	3	11	1	4	1	2
3 町—5 町	3	11	1	4	2	5
1 町—3 町	14	50	5	18	14	27
5 反—1 町	6	21	14	52	18	33
5 反 以 下	2	7	6	22	18	33
	28		27		53	
總 面 積	63 町 7 反 180 步		32 町 8 反 320 步		59 町 8 反 130 步	
最 大 名	12 町 (宮吉名)		16 町 5 反 (秋光名)		13 町 6 反 (福富名)	

三

橋兼隆同光家の兩人に代つてこの地方の支配權を握つたものは地頭三善善信の一族であつた。しかし善信は當時間注所執事として幕府の顯職にあつたから、元より鎌倉を去る筈がなく、現地には地頭代として太田大藏丞信倫・同左近將監康種を派して、五人の又代官と共にこれを治めしめた。建永二年(一二〇七)に至り善信は地頭職を二分し、その子康繼を大田方地頭に、同じく康連を桑原方地頭に補した。この兩地頭とも鎌倉在住であり、現地には大田方に二郎家盛・駿河介守光・彌藤太光世の三代官、桑原方に左近將監康種・七郎家信・宗三郎入道幸善の三代官及び宇賀入道が又代官として在つた。桑原方地頭職を繼承した康連は幕府評定衆の一人で間注所執事を兼ね、その子孫(太田氏を稱す)はまた概ね幕府の要職にあつたから、終始鎌倉もしくは京都に在住し、現地には代官を派遣していらしたが、しかしその地頭職は代々たゞ一人によつて繼承されて後代に及んだ。これに對して大田方の地頭職は嘉禎年間(一二三五—七)に二分されて康遠・康綱兩名に譲られ、後には更に分割されて、寺町本郷の地頭、山中四郷の地頭、京丸郷の地頭、山中横坂の一分地頭等が生じ、文永の頃(一二六四—七四)には「村々に地頭あり」と稱される状態になつた。

桑原方地頭が現地に地頭代を置いて自らは鎌倉・京都にあつたのに對して、大田方は三代康遠の時代からこの地方に定住したらしい。彼の本據が大田方のいづこにあつたかはわからないが、おそらく山中郷かもしくは寺町或いは本郷であつたかと思う。山中四郷は地頭の在地勢力の早くから強かつたところであり、且つ大田方の年貢の大半を占めていと稱されるところからも、亦山中四郷と稱して大田方中自ら一廓をなしている觀があつたことからみても、そ

領土制發展過程の一考察

の根據地としてふさわしいものと考えられるが、確證はない。後年、寺町地頭は「總領地頭」と呼ばれており、寺町は本郷と共に庄發生の根源地で、早くから開けた要地であつたから、こゝに康遠以來の正嫡が住居を構えていたことも考えられる。いづれにせよ大田方に定住した康遠の一族は、地頭職を分與して自己の一族を各郷に封じ、いわゆる惣領制的な關係で彼等を統御しつゝ、在地の支配を確立していたものと思われる。正和元年(一三二二)十月七日「六波羅下知狀」の中に横坂郷地頭餘三有綱代實心が「下地并所務に於いては惣領の御下知を守る可きの條勿論也」といつているのはこの間の消息を伝えるものであらう。

以上の如き大田方桑原方の兩地方における地頭支配の差異を念頭に置いた上で、地頭三善一族の領主制の發展過程を次の三期に分つて見てゆくことにしたい。第一期は建久七年(一一九六)の地頭補任から嘉禎年間(一二三五—一二三七)に至る時代、第二期は嘉禎以降正安三年(一二三〇)に至る時代、第三期は正安以降である。

建久から嘉禎に至る第一期は、地頭三善氏が外部より入つて始めてこの地方に自らの支配を打ち建ててゆく過程として、多くの苦難を味つた時代であつた。初代地頭善信は建保五年(一二二七)、先例に従つて地頭の「雜事十箇條」を規定し、高野に對して恭順の意を表したのであるが、高野側は新任の地頭に對し屢々地頭職の停止を以てせまり、公文以下莊官職の進止權を否定し、<sup>(註3)</sup>地頭代官の人員數に制限を加えんとする等、あらゆる方面から地頭職を否認せんとする行動に出でた。<sup>(註4)</sup>高野の現地機關たる預所また極力地頭抑壓に出でたことは當然の勢であつた。天福二年(一二三四)正月の地頭三善注進狀は、預所代が地頭別作門島を侵略し、且つ所當未進と稱して地頭名内の百姓の馬・布等を質取したことを訴えている。<sup>(註5)</sup>地頭門田門島は本來地頭の所有權の最も強固なところであるが、それが最先に預所代に侵略されるところにこの時期における地頭領の弱さが現れている。また地頭名内の百姓に預所代の干渉が及ぶということ

は、地頭名がなお所領として確立されていないことを意味するものであらう。このことは地頭からみれば、彼等の領主制がなお名主を確實に把握していなかつたことを示すものではないか。前掲貞應の陳狀案には山中郷善福寺の地について、名主行連が多年地頭又代官であつたのが、近年地頭を忽緒にし、子息童を預所に付することを訴えているが、この時期にはなお名主の間に地頭を忽緒にする傾向があつたのであらう。しかしこのような在地有力名主層に對して三善氏は極力懷柔に努めた。例えば先に鎌倉幕府の忌避に觸れて追放された兼隆光家兩人を、大田方地頭は庄官として起用している。即ち光家は大田方山中卿の公文職に、兼隆の子(？)兼平は大田方田所職に還補されている<sup>(註6)</sup>である。<sup>(註6)</sup>一體公文職以下の庄官職の進止權が誰の手にあつたかについては多少疑問があるが、前引の光家書狀に「ひとせ鎌倉殿へ公文所事下司支配と注入候とて、御山にも御勘當候」とあるところから推して、高野山が下司にこの權利を認めていなかつたことは確實である。ところが元久二年(一二〇五)六月、鎌倉幕府は地頭に庄内の庄官職を沙汰すべき旨の下知狀を出したので、<sup>(註7)</sup>地頭はこれ以後この下知狀を楯にとつて、庄官職の進止を自由に行つたものと考えられる。かくて地頭三善氏は一方では兼隆光家等の舊勢力を自らの庄官職に編成することによつて、これと妥協すると共に、他方では一族郎從下人等を庄官職に補することによつて、着々と自己の支配を在地に固めていつたのであらう。

第二期即ち嘉禎より正安に至る間は、右の如くして次第に地頭支配が確立し、庄園領主たる高野山に對しても漸次に反抗と侵略とを行い始めた時代である。地頭の所務の權限をめぐる高野との紛争が熾烈化し、且つ地頭名の所當未進が著しく増大することは、かゝる大勢の一つの現れであるといつてよい。

寶治元年(一二四七)八月「太田庄地頭名所當未進注文」によれば、<sup>(註8)</sup>その前年寛元四年度の地頭名所當未進高は、



本郷寺町兩郷合せて二八石一斗七合、上原三村合せて四〇石五斗三升となつており、このうち本郷・寺町兩郷はその官物田の規定所當額と考へ合せると約三〇%の未進率を示している。<sup>(註9)</sup>なおこの他にも「赤屋桑原兩郷は巨多の未進有り」と雖も公文結解を出さず、本郷上原兩郷の未進を以て御推察有る可く候」とあるところから、諸郷の地頭名の未進が漸増しつゝあることを推測しうる。なおこゝに注意すべきは地頭名の結解を公文が提出していることであり、またその中には「結解を出さ」ざる公文もあつた點である。公文職の進止權の歸屬が問題となつたことは既に述べたが、おそらくこの時代の公文には領家側から任命されたものと、地頭が郎従を以て補したものが相半ばしていたのではなからうか。したがつて側家側につく公文は結解を出し、地頭側の公文は地頭と結託して結解を出さないということがあつたのではなからうか。公文以下の莊官職をどちらが握るかということが在地における支配權を獲得する一つの鍵になつていたのではないか。

文永十一年七月(一二七〇)の「太田庄大田方地頭等陳狀」によると次の十三箇條にわたり高野側が地頭の非法を訴えたことがわかり、地頭の勢力の急速に擴張しつゝあつたことを物語つてゐる。

- (1) 重代の百姓名を押領し家人の給恩に宛給す
- (2) 不作田を開き乍ら檢注を拒否する。
- (3) 本斗代を破る。
- (4) 雜掌を訴え收納を妨げる。
- (5) 庄官百姓等所當以下課役に従わず、及本郷地頭康世親父の例を越え過分の屋を作る。
- (6) 吉方行方違と稱して百姓を譴責する。

- (7) 有限加徴の外反別一升を責取る。
- (8) 山中地頭が供僧并社人の進退を恣にする。
- (9) 不明
- (10) 先例に背き節料舳向引出物の沙汰をしない。
- (11) 桑代をとる。
- (12) 反別巨多の錢文を宛て百姓を譴責する。
- (13) 年貢抑留をなす。

高野側の訴訟が必ずしもそのまゝ真相を語るものでないことは固よりであるが、なお且つ眞實の一面を語るものではある。この陳狀を通じて吾々の頭に描き出された地頭領主の姿はどのようなものであるか。彼は既に門田門島乃至は地頭給田雜免の如きものは早く私領化して、更に地頭名以外の一般百姓名に手をのばし(1)、不作田を開いて自己の領地を擴大し(2)、それらの領地にわたつて斗代を引上げ(3)、加徴を増加し(7)、又は反別錢を徵集する(12)、などして農民の搾取を強化すると共に、他方では押領した土地を家人の恩給に出すという形で勢力を形成してゆき(1)、その富は過分の屋を作ると訴えられるほどに充實してきている(5)。も早や高野山に對して節料以下の義務を忠實に果たした昔日の面影はさらになく(10)、半ば公然と年貢の抑留を敢えてするまでに至つてゐる(13)。このように成長してきた地頭領主に對して、高野山はも早や地頭職の停廢を問題とすることは出來ず、わづかに「先例に背き」所務の權限を越えて「非法を行う」の故を以て「濫訴」するにとゞまつてゐるのである。

このように地頭・領家の勢力がほど均衡し始めた頃、文永七年(一二七〇)に桑原方地頭太田宗有と預所阿闍梨行

譽の間に最初の和興が行われた。和興が行われるということは、そのもと自體領家側が地頭に一目置いたことを意味し、地頭勢力の充實を證するものである。桑原方ではこれ以後四回にわたり和興が行われているが、注目すべきはその第二回目、即ち正安三年(一三〇一)六月に成立したそれである。<sup>(註11)</sup>和興状の内容は九ヶ條に及んでいるが、その中で最も重要な點は、桑原方の下地が領家進止と地頭進止の二つに分れたことである。即ち「一、勸農事」の條下に、「右、平民并領家進止の郷内の地は地頭の縛有る可からず、福富并地頭進止の庄官名は領家の縛有る可からず」とあり、ここに、はつきりと下地進止權の問題が表面に出てきたのである。元來當庄の下地進止權が地頭と領家とのいづれにあつたかは頗る難かしい問題である。文永十一年(一二七四)七月の大田方地頭等陳狀や、<sup>(註12)</sup>嘉曆二年(一二二七)六月廿七日「六波羅下知狀」<sup>(註13)</sup>の文言から考えると、年貢は領家直納であるかわりに、下地進止權は地頭にあるものゝ如くであるが、然しこれだけの史料により地頭が頭初から下地進止權を有していたと斷定するには躊躇を感じる。私はむしろ地頭に下地進止權があるというのは地頭側の一方的言分であつて、領主側は少くともこの和興の段階まではこれを認めていなかったものと解したい。かく解すればこゝに始めて地頭が自らの實力を以て公然と領家側に自名并に地頭進止庄官名の下地進止を認めしめたことになり、そこに地頭の成長を考へることができらるであらう。<sup>(註14)</sup>要するにこの和興によつて事實上の下地中分が行われたところに重大な意義がある。地頭領主制はこゝに領主權の確立を達成し、一圓支配への第一歩を踏み出したといふことができよう。

かくて下地中分を劃期として第三期に入つた地頭領主制は急テンポにその支配を強めてゆく。既に正安の和興により、地頭庄官名については三ヶ年に一度結解を遂げて究済することを認められたが、この段階に至ればも早や年貢未進は漫性的となり、地頭庄官名の私領化は公然化していつた。<sup>(註15)</sup>嘉元四年(一二〇六)九月七日「關東下知狀」によれば、

雜掌頼覺は十ヶ條にわたり、大田方山中郷地頭富部兵庫允信連と相論をかわしているが、その中で特に注目すべきは「地頭平民名を押作り年貢を辨せざる事」の一條である。地頭が自名の耕作のために平民百姓を驅仕することは古くからあつたが、今や自らの「被管之輩」に平民名を押作らしめ、或いは平民百姓を自己の被管に組織することによつて、次第に平民名を自己の領主權の下に包括してゆく傾向が見え始めた。これが更に一步進めば嘉曆二年(一二二七)の上原郷助國名の如く、「先の名主源信大夫男在日の時、地頭代買領の由之を申すと雖も……」と、即ち地頭代が名を「買領」とするといふ關係にまで發展する。<sup>(註16)</sup>かつては忠實なる一庄官として地頭名の未進を領家に報告していた公文も、いまや公然と地頭の配下に屬して年貢を抑留し始めた。<sup>(註17)</sup>嘉曆四年(一二二九)桑原方における三回目の和興においては、地頭が從來自己の進止に屬していた田所職並に赤屋郷公文職を永代領家に避進する等の讓歩をなす代りに、正安四年(一二三〇)より嘉曆二年(一二二七)に至る二十六年間の年貢未進を免除せしめることを約している。この和興状は十七ヶ條から成つてゐるが、その中の大多数が下地並に年貢に關することのみで、しかもそれが從來に見られなかつた個々の名田の支配にまで及んでいることは、地頭領主權の確立をめぐつて領家との間にいかに抗争が熾烈であつたかを思わしめる。元徳元年(一二二九)十月十六日「太田庄雜掌地頭代和興状」<sup>(註18)</sup>によれば、京丸郷の平民名の下地は關東下知により地頭の知行であるが、文永二年(一二六五)から正應五年(一二九二)までの二十八ヶ年分の地頭年貢未進があり、返抄紛失して結解を遂げ得ないから、和興の儀を以て平民名の下地を領家方に避進するといつてゐる。

かくして貞和三年(一二三四)桑原方地頭太田七郎左衛門尉頼連代官中澤左衛門三郎盛連の二黨が、何等の理由なくして預所を追い出し、所務を押領し年貢を悉く抑留したという事件は、かゝる大勢の最後の到達點を示すものと

いえよう。この事件の詳細はこれ以上は不明であるが、その結果は地頭太田顯連代重光と雜掌勝圓との間に相論が起り、第四回目の和興となつて終結した模様である。和興の條件は、地頭側は代官盛連以下を改易し、且つ青近郷の地頭職及び小世良郷の公文職を領家に避進することを約し、その代りに領家は建武三年(一三三六)以來貞和三年(一三三七)に至る十二年間の年貢を帳消しにするというのである。<sup>(註19)</sup>桑原方地頭が正安三年の第一回の和興以來各郷の公文職以下の庄官職を次々と領家へ割譲したことについては、地頭の勢力の上昇と反比例してかゝる行爲に出でる點、不審に思わしめるものがあるが、然しそこには理由があると思う。即ち地頭はその代償として長年月の未進年貢を一舉に取消さしめることに成功しているのみならず、も早や實力の差被うべくもなくなつたこの段階においては、職を保つ有するといふことはさしたる意味をもたなくなつてゐる。公文職を譲つたからとて、在地における地頭の領主権は、それによつて寸豪も傷つきはしない。さればこそ地頭が公文以下の一切の庄官職を、そして最後には地頭職の一部までも領家に割譲したことは、地頭の實力が職の所在を問題にしないまでに成長しきつてゐることを示すものであると思う。貞和三年の地頭代中澤氏の預所追放を劃期として地頭の一圓領主支配は確立の段階に入つたものと見てよからう。

- (註1) 高野山文書之八、又一九三七、文永十一年七月太田庄太田方地頭等陳狀。
- (註2) 高野山文書之一、寶九六。
- (註3) 高野山文書之八、又一九四九、貞應二年十一月太田庄地頭太田康繼同康連連署陳狀案。
- (註4) 高野山文書之一、寶五四、嘉禎元年十月廿五日關東御教書。
- (註5) 高野山史編纂所編、高野山文書第二卷所收勸學院文書一一號。
- (註6) 高野山文書之八、又一九四九、貞應二年十一月太田庄地頭太田康繼同康連連署陳狀案。

- (註7) 高野山文書之一、寶五四。
- (註8) 高野山文書之一、寶一〇八。
- (註9) 高野山文書之八、又一九五五、寛元四年三月十五日太田庄地頭名進未結解狀案。
- (註10) 高野山文書之八、又一九三七。
- (註11) 高野山文書之一、寶一一四、正安三年六月廿一日太田庄桑原方領家地頭所務和興狀。
- (註12) 高野山文書之八、又一九三七。  
「當庄に於いては地頭下地を進退せしむるに依て……」
- (註13) 高野山文書之一、寶九九。  
「且當庄の下地に於いては關東御下知を帯び管領せしめ畢、本所年貢に至つては預所直納地たるの由……」
- (註14) 江頭恒治氏は地頭の下地進止權を下司以來の特權として認め、したがつて、この和興において平民名の下地進止權が領家側に歸したことを、地頭の下地進止範圍の縮少と解されてゐる。しかしこの和興の前年即ち正安二年四月の「太田庄太田方本郷寺町庄官百姓等言上狀」(高野山文書之八、又一九三八)によれば「桑原方に於いては下地進止の間……」とあり、地頭自ら定住し比較的地頭勢力の早くから強かつたとみられる大田方に於いては地頭が下地進止權を持つていたかもしれぬが、桑原方において領家進止であつたのではなからうか。
- (註15) 高野山文書之一、寶一五〇。
- (註16) 同 右、寶一〇〇、嘉曆四年四月廿三日六波羅下知狀。
- (註17) 高野山文書之八、又一九五五、嘉元三年三月太田庄山中郷雜掌慶海重訴狀案。
- (註18) 高野山文書之一、寶一四四。
- (註19) 同 右、寶一四六、貞和四年七月五日太田庄雜掌地頭代和興狀。

四

貞和三年(一二四七)の桑原方地頭代中澤盛連等の預所追放事件は、同四年の和興によつて終つたものではなかつ

た。早くも翌五年正月に顯連代官等は再び彼所に打入つて所務を違亂した。<sup>(註1)</sup>高野の雜掌勝圓の訴えを受けた足利尊氏は、同五年三月十四日、御教書を「細河刑部大輔」宛に發して先の和興の協定に従うべきことを命じている。御教書を受けた細河刑部大輔は、恐らく細川頼之の父頼春であると考えられる。こゝに備後國守護としての細川氏が始めて名を現したのである。備後國の最初の守護は元暦元年(一一八四)に補任された土肥實平であると推測されるが、後にこの守護職は大江廣元の孫長井因幡前司泰重に傳つたらしい。弘安九年(一一八六)十二月廿八日附「六波羅施行狀」は山中郷地頭有信の年貢抑留についての衆徒の訴えに對して、「長井因幡入道實圓に付し、地頭代源慶を召し上げ畢」としているが、この長井實圓は備後守護長井氏であつたと考えられる。<sup>(註2)</sup>實圓(頼重)及びその子にして備後守護職を繼承した貞重の兩人は、いづれも六波羅評定衆として幕府の要職にあつたらしい。一般に鎌倉末期から守護の勢力が急速に庄園内に侵入し、従来の地頭對庄園領主との對立は、南北朝時代を劃期として守護對庄園領主の對立に置き代えられ、地頭の存在は史料に現れなくなつてくるのであるが、太田庄に於いてもこのことは他庄と變りがない。しかし守護が、漸く一圓領主權を在地に確立することに成功しかつた地頭領主を押えて、守護領を形成してゆかたために、どのような態度を以て地頭並びに庄園領主に對して臨んだかについては從來不明の點が甚だ多い。本稿に於いても以上に敘述してきた地頭領主が、どのような關係を守護と結んだか、如何にして守護領の形成に参加し亦はそれを拒否したかといつた問題については遺憾乍ら明白になしえない。僅かに守護勢力のこの地方への浸透經過を描くことに止まざるを得なかつた。

さて太田庄を中心とするこの地方に備後國守護の勢力がはつきりと及んできたのは前述の長井貞重の時代であつた。元應元年(一一三九)十二月、當庄内に惡黨ありと稱して、貞重の部下が太田庄の倉敷地である尾道浦に攻め込んだ事件はその皮切りをなすものであつた。元應二年(一一三〇)八月の「金剛峯寺衆徒等解狀」<sup>(註3)</sup>は次の如く事件の經過を描いている。「……而るに當庄倉敷尾道浦は船津其の便を得るに依つて、民烟富有の間、當守護貞重頻りに入部の計略を廻らし、動もすれば追捕の希望を成す。果して去年十二月五日代官圓清高致以下數百人の惡黨を差遣し、當浦に打入りて殺害刃傷放火追補種々の惡行、佛閉社殿數箇所并政所民屋二千餘宇を焼拂い、結句預所代行胤井又次郎男等を殺害せしめ、平内竹玉丸を擲取り、今に守護代が許に誠置く所也。……」

これより先文保二年(一一三二)十二月十日「西國の惡黨を鎮められんが爲に」三人の守護の使節が尾道浦に派遣されたが雜掌は使節の入部を拒否した。その結果使者はそのまゝ歸洛したが「當庄内に惡黨有るの由」を報告した。そこで守護代等の亂入となつたのであるが、この庄内の「惡黨」とは一體何者であろうか。解狀によれば「西國名譽海賊醫師兵衛入道心覺、高王大夫吉村、孫次郎助行等は居住せしむると雖も、上田左エ門四郎康冬分領守護代扶持の惡黨」であつたのである。即ち守護側は自ら扶持するところの惡黨と内外相呼應して、しかも惡黨を鎮めるとの名目の下に尾道に亂入したわけである。以上の事件について守護貞重のとつた態度は頗る複雑である。「衆徒等解狀」におくること二月、十月三日附で彼は高野の中納言僧都に宛て次の如く書き送つてゐる。「守護代并違勅人等の事、使者を以て申せしめ候、相構く惡黨を扶持せざるの様、預所に仰含めらるべく候也」<sup>(註4)</sup>。彼は自ら扶持し彼の爲に亂を起した惡黨の非行をよそに、罪を預所に押付けんとしてゐるのであるか。使者を以て何を申せしめたかと云えば、「守護代高致に於いては之を改易せしめ、違勅人覺壽覺範等者、嚴密に誠め沙汰致す可し云々」<sup>(註5)</sup>といふのである。彼は恐らくは守護代に意を含めて尾道に亂入せしめ乍ら、かえつて責任を守護代一人に轉嫁してゐるのである。これに對して高野側は相當に強硬な態度に出た模様であるが、調停を東寺長者に依頼したらしく、同年十月廿二日の東寺

長者法務御教書は、「高野山領備後國太田庄間事、縫殿頭貞重狀并使者申詞此の如し、子細狀に見え候敷、此上は若輩を相宥め、嗽訴を止められ、靜謐に屬す可き敷……」といつて、事件は高野側の敗北に終つたらしむ。

この事件を契機として守護側の攻勢は日増しに激化し、觀應二年(一三五二)四月廿五日「將軍足利尊氏安堵御教書」<sup>(註6)</sup>は太田庄に「守護並甲乙人」の亂入を停止しており、始め尾道浦に足がかりを求めた守護の勢力は次第に太田庄の内部深く浸透していつた。守護はこの頃細川氏に代つてゐる。同年六月七日「將軍家御判御教書」<sup>(註7)</sup>は、「桑原方并尾道浦本郷寺町京丸黒淵山中領家職事、早く事書の旨を守り、相原民部丞と相共に、來月十五日以前、下地を雜掌慶喜に沙汰付す可きの狀件の如し」と三吉五郎に命じてゐる。三吉五郎は雙三郡三次に住した三吉備後守入道海雲の一族で、世羅御調の地方に定着した豪族であり、相原民部丞は御調郡木梨莊の地頭であつた。<sup>(註8)</sup>同七月十日の「雜掌定淵書狀」によれば、この兩人は恐らく守護細川の使者として、在地地頭たちの下地横領を止めるために派遣されたものと思われ<sup>(註9)</sup>。こうして守護は地頭領主と高野山との調停者の役割を演ずるところとくみせかけながら、次第に自らの部下を庄園にはめこんでいつたのではないか。應安七年(一三七四)二月廿一日の「細川頼之書狀」は、守護代長瀬入道に宛てられたものであるが、その中に「高野山領備後國尾道浦大田方領家職事、相原民部入道猶以て押領、説く可からず候、先づ寺家に打渡し、退いて所存を申す可きの由堅く仰せらる可く候」とあり、二十年前の調停者相原は今度は押領者として現れる。守護が、これを停止すべきを守護代に命じてゐるのは、或いは高野への申わけにすぎないものであるか。しかし守護細川の在地への干渉ほどの程度に成功したか疑わしい。永和四年(一三七八)三月廿一日「室町將軍家御教書」<sup>(註10)</sup>は、宇賀秋光名の國富藏人の妨げを退け下地を雜掌に沙汰付すべきことを命じてゐるが、實行されなかつたと見え、同年八月廿五日附で再度督促を發してゐる。

永和五年(一三四九)には細川氏に代つて山名氏が備後守護職に補せられたが、この頃から地頭領主手強しとみた守護の攻勢は、今度は高野に對して向けられ始めた。永徳元年(一三八一)十月廿一日「山名時義書狀」<sup>(註12)</sup>は守護代長町近江守に次の如く命じてゐる。「……次に上原宇賀兩村に至つては、久代三郎左衛門尉、神崎又三郎等、寺家代官として下地お管領せしめ、有限の年貢に於いては、員數に任せ沙汰致す可きの旨、申付候了、次に彼所に入部以後、年貢未進の事、預所と云い、地頭と云い、共に以て寺家に運送相違無きの様に、下知せらる可く候、……」。久代・神崎は恐らく山名の家臣ではあるまいか。寺家を現地に代表すべき預所が武人の手に歸したならばその結果は豫測するに難くはない。翌年九月六日の同じ人の書狀はこの結末を物語つて餘りある。<sup>(註13)</sup>「高野雜掌仁慶入寺申す、當寺領桑原方内宇賀上原兩郷事、久代三郎左門尉以下の輩、契約と號するに依つて、先に預に立て置く處、更に寺家の所勘に隨わず、年貢備進に及ばず、寺家又許容の儀無し云云、此上は彼の兩郷に於ては、其の妨げを止め、下地を雜掌に沙汰付けざる可く候、……」。自ら「國人或いは被官人等の中、地下所務職を競望の事、然る可からず」といふ乍ら、實は自らの部下を預所に任じて領家職を侵略する守護ではなかつたか。至徳二年(一三八五)に令せられたという半濟停止も、果してどれだけ實行が伴つたものであるか疑わざるを得ない。その打渡狀に「桑原領家職知行分事……一圓に寺家雜掌に打渡し」とある如く、既に守護代長町近江守が現地に知行の實權を握つていたからこそ、寺家を喜ばす半濟停止の空手形をも安んじて發行できたのではなからうか。

いわゆる明徳の亂(一三九一)により備後守護は再び細川氏となつたが、後更に山名氏が之を襲つた。應永九年(一四〇二)七月山名時滿による守護請は事實は押領に等しいものであり、この時以後永享十一年までの所當未進額が二萬六百餘石に及んでいることはそれを示して餘りある。<sup>(註16)</sup>應仁の亂における戦功により太田庄内の山中横坂の地が

毛利豊元に授けられたのを契機として、備後國は一圓に毛利氏の領地と化していったのである。

(註1) 高野山文書之八、又一九六三、貞和五年二月太田庄雜掌勝圓申狀。

(註2) 佐藤進一氏「鎌倉幕府守護制度の研究」一二四頁。

(註3) 高野山史編纂所編「高野山文書」第二卷勸學院文書第一七號。

(註4) 高野山文書之一、寶七一、「備後國尾道浦守護縫殿頭貞重書狀」。

(註5) 高野山文書之八、又一九六九、「備後守護使者佐渡入道圓覺申詞注文」。

(註6) 高野山文書之一、寶六四。

(註7) 高野山文書之八、又一九六八。

(註8) 「尾道市史」・中卷三九頁。

(註9) 高野山文書之一、寶三八一、太田庄雜掌定淵書狀。なお江頭恒治氏は、御教書がこの兩人に對して雜掌への下地の打渡を命じているのであるから、この兩人こそ當時太田庄を押領していたものであるとされているが、この文意はおそらくそうではあるまい。永和四年三月廿一日「室町將軍家御教書」(寶六五)に、「高野山金剛峯寺雜掌申備後國太田庄内宇賀郷秋光名事、國富藏人違亂云々、太無謂、早退彼妨、宮次郎左衛門尉相共、沙汰付下地於寺家雜掌、……」とある場合、横領しているのは國富藏人であつて宮次郎左衛門尉及びこの名宛人たる太田式部丞ではないことから推して、本文の如く解するのが至當ではあるまいか。

(註10) 高野山文書之一、寶六五、六六。

(註11) 高野山文書之二、寶六八及高野山文書之八、又一九六一。

(註12) 高野山文書之一、寶三八三。

(註13) 高野山文書之一、寶三八四。

(註14) 高野山文書之一、寶七〇、年號不詳。

(註15) 高野山文書之一、寶三六五、至徳二年三月廿七日桑原領家職打渡狀。

(註16) 高野山文書之一、寶一四九、永享十二年三月根本大塔雜掌賢成言上書。

五

以上備後國世羅郡に於ける領主制の發展過程を跡づけんとする試みは少くともその後半部においては所期の目的を達したと言ひ難い。史料の制約のため南北朝以降に於ける地頭領主層の動きを把握することができず、したがつて守護領の形成期にあつて彼等がどのような役割を演じ、守護勢力の侵入に對していかなる態度を示したかという最も肝要な問題については、何等解明するところがなかつたからである。南北朝前期まで辿り得た地頭領主制の構造からみると、その支配は相當に強固なものがあり、鎌倉時代を通じて名主百姓層の動きが殆んど表面に現れるということがない。百姓が地頭領主に對して反抗するという事態もなく、庄官と連合して寺家の雜掌或いは預所に當るといふ場合もごく僅かしか見られない。地頭領は南北朝に至るもなお大きな破綻は示していないようである、かゝる下からの動搖の少い地頭領を、守護が自らの支配下にまき込んでゆくためには相當の困難が伴つた筈であり、更に分國大名としての毛利氏がこの地方に地域的封建制を確立するためには、なお幾多の迂餘曲折と長い年月を要したことゝ考えられる。(一九五一、三、八)

(附記) 最近發表された河合正治氏「西國に於ける領主制の進展」(「ヒストリア」第一號)は同じく備後太田庄を中心として本稿と同課題を迫及した勞作である。なお本稿に於いて殆んど觸れることの出来なかつた守護領主制の問題に關しては、その後永原慶二・杉山博氏「守護領國制の展開」(「社會經濟史學」十七ノ二)が發表され、研究が一段と押し進められた。

(一九五一、一一、一七)